

中国地方社会保険医療協議会総会（第 15 回）

日時：平成 26 年 6 月 16 日（月）13:30～

会場：広島合同庁舎 2 号館 6 階 共用第 7 会議室

○浅見（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。皆さまおそろいになりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただ今より、第 15 回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日はこの後、議題 1 の「元保険医療機関及び元保険医への対応について」と、議題 2 の「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」の 2 件の審議をお願いすることとしております。

議題 1 につきましては、鳥取県内の元保険医療機関及び保険医に対する対応への審議であることから、委員 20 名に、議事に関係のある臨時委員として、鳥取部会所属の支払側、診療側、公益の臨時委員それぞれ 1 名を加えました計 23 名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は、支払側委員の石本委員、森委員の 2 名がご欠席です。

従いまして、議題 1 については、定数 23 名中 21 名の委員及び臨時委員のご出席、議題 2 については、定数 20 名中 18 名の委員のご出席により、それぞれ社会保険医療協議会令第 2 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は「公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」との議事規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により、会長と事前に相談の上、会議を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

まず最初に、「中国地方社会保険医療協議会総会（第 15 回）配付資料一覧」です。これは 1 枚ものです。次に本日の「議事次第」、これも 1 枚ものです。次が本日の「総会座席表」ですが、表が議題 1 の座席表、その裏に議題 2 の座席表がございます。従いまして、これにつきましても 1 枚ものとなっております。次に「中国地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員名簿」です。

次が、別にクリップで留めております本日の議題の資料です。

議題 1 の資料としまして、最初に「元保険医療機関及び元保険医への対応について」、中国四国厚生局長より中国地方社会保険医療協議会会長あての通知です。次に「中国協議会総-1-1」として「元保険医療機関及び元保険医への対応について」、「中国協議会 総

－1－2」として「元保険医療機関及び元保険医への対応について（参考1）」、「中国協議会 総－1－3」として「元保険医療機関及び元保険医への対応について（参考2）」を付けております。

本日の議題2の資料ですが、この議題の2の資料につきましては、臨時委員の皆さまにはお配りしておりませんので、あらかじめご承知おきください。

議題2の資料としまして、最初に「保険医の登録の取消について（諮問）」、中国四国厚生局長より中国地方社会保険医療協議会会長あての諮問書です。次に、「元保険医療機関への対応について」、中国四国厚生局長より中国地方社会保険医療協議会会長あての通知です。次に「中国協議会 総－2－1」としまして「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」、「中国協議会 総－2－2」としまして「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（参考1）」、「中国協議会 総－2－3」として「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（参考2）」を付けております。

次に、報告資料としまして「保険医療機関等に係る管内の状況について」を、最後に参考資料として「関係法令・通知集」を付けてございます。

以上が本日の資料です。資料が不足している委員の方がおられましたら、この場で挙手をしていただきたいと思います。

なお、本日お配りした資料のうち、議題1「元保険医療機関及び元保険医への対応について」と、議題2「保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について」に係る資料一式につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、開会にあたり、中国四国厚生局長の熊本よりご挨拶を申し上げます。

○熊本（厚生局長）

中国四国厚生局長を拝命いたしました熊本でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会長をはじめ委員の皆さまにおかれましては、非常にご多忙の中、また本日も大変蒸し暑いですが、そんな中、第15回総会にご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、常日ごろより厚生労働行政、特に医療保険行政それぞれのお立場からの格別のご協力なりご支援を賜っておりますことに対しても、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

それから、平成26年度の診療報酬改定、まだ熱もさめやらぬところですが、関係者の皆さまのご協力のもとに、管内各地で改定に係る集団指導を開催させていただきました。また、この診療報酬改定に伴う施設基準の届出につきましても、滞りなく提出がなされ、順調に事務処理を終えることができましたことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げますとともに、ご報告申し上げます。

私は今年の4月1日から中国四国厚生局長に着任いたしました。こちらに参ります直

前には全国健康保険協会という団体に出向しており、人事・経理等の総務担当部長を務めておりました。

このたびは厚生局長として、中国四国地区の医療保険行政に携わることになりました。着任して、まだ2カ月余りで、新しいこと、不明な点などは局内のスタッフと連携・調整を図りながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議題は、先ほど資料をご確認いただいたように2つございます。

議題1として、鳥取県内の元保険医療機関及び元保険医の対応について、議題2として、広島県内の保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について、それぞれご審議を賜る予定ですので、委員の皆さま方におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

審議時間の関係もありますので、以上簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浅見（企画調整課長）

続きまして、前回の総会以降に臨時委員2名が交代となっておりますので、ご報告いたします。

岩永伸市臨時委員が退任され、後任として崎村健二臨時委員が本年5月23日付けで発令されており、また相澤直子臨時委員が退任され、後任として藤田安一臨時委員が本年6月1日付けで発令されております。

お二人のうち、本日は議題1の議事に関係のある臨時委員として藤田臨時委員が出席されていますので、藤田臨時委員から簡単な自己紹介をいただければと存じます。

藤田臨時委員、お願いいたします。

○藤田臨時委員

皆さま、こんにちは。鳥取大学の藤田でございます。このたび、ご紹介がありましたように臨時委員交代ということですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○浅見（企画調整課長）

ありがとうございました。

続きまして、本年4月1日付けで中国四国厚生局長のほか、職員の異動がございましたので紹介させていただきます。

総務管理官の渡部博実でございます。

○渡部（総務管理官）

総務管理官を拝命しました渡部でございます。よろしくお願い申し上げます。

○浅見（企画調整課長）

管理課長の上山明輝でございます。

○上山（管理課長）

管理課長の上山です。よろしくお願いいたします。

○浅見（企画調整課長）

そして、申し遅れましたが、企画調整課長の私、浅見雅彦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思いますので、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○田邊会長

田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入らせていただく前に、議事録署名人として私のほかに2名必要ですので、僭越ながら、私のほうで支払側委員から宇都宮委員を、診療側委員から片山委員を指名させていただきます。

お二人には後日、事務局からご連絡をしますので、ご確認の上、署名・捺印をお願いいたします。

【議題1】元保険医療機関及び元保険医への対応について（鳥取）

※議題1については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

<議事要旨>

議題1として、元保険医療機関及び元保険医への対応について、委員18名及び議事に関係のある臨時委員3名の計21名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、21名全員の賛成により、既に保険医療機関廃止届が提出されており、取消処分を行うことができない元保険医療機関については、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号に該当するとされ、平成21年4月13日付け保医発第0413001号厚生労働省保険局医療課長通知に基づいて、元保険医療機関を取消相当とすべきものと、また、既に保険医登録抹消申出書の提出があったことにより保険医の登録が抹消されており、取消処分を行うことができない元保険医については、故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の取消を定めた健康保険法第81条第1号及び第3号に該当するとされ、平成21年4月13日付け保医発第0413001号厚生労働省保険局医療課長通知に基づいて、元保険医を取消相当とす

べきものと議決された。

【議題 2】 保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について（広島）

※議題 2 については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

＜議事要旨＞

議題 2 として、保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について、委員 18 名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、保険医については、18 名全員の賛成により、保険医が故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の取消を定めた健康保険法第 81 条第 1 号及び第 3 号に該当するとされ、保険医の登録を取消すべきものと議決された。

また、既に保険医療機関廃止届が提出されており、取消処分を行うことができない元保険医療機関については、18 名全員の賛成により、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消を定めた健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとされ、平成 21 年 4 月 13 日付け保医発第 0413001 号厚生労働省保険局医療課長通知に基づいて、元保険医療機関を取消相当とすべきものと議決された。

【報告事項】

○上山（管理課長）

管理課長の上山でございます。よろしく申し上げます。

保険医療機関等に係る管内の状況について、ご説明いたします。

「報告資料」により、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は、平成 25 年度下期の中国地方社会保険医療協議会の各県部会の開催状況をまとめたものです。

新規指定には、新たに開設された病院・診療所・薬局、あるいは個人から法人への組織変更などがあります。

指定更新につきましては、健康保険法第 68 条の規定により、「指定の日から起算して 6 年を経過したときは、その効力を失う」とされていることから、指定から 6 年ごとに再度指定申請されたものです。

各県部会とも毎月 1 回開催し、新規指定の保険医療機関・保険薬局、指定更新の保険医療機関・保険薬局を諮問し、答申をいただき指定しております。

2 ページをご覧ください。

このグラフと表は、中国5県の保険医・保険薬剤師数の年度推移をまとめたものです。上段のグラフは左から、鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県ごとに、それぞれ医師、歯科医師、薬剤師数を、平成23年4月から26年4月まで4年間の推移をまとめました。全体として微増で推移しています。

3ページをご覧ください。

このグラフと表は、平成25年度の中国5県の保険医・保険薬剤師数の新規登録状況をまとめたもので、左から、4月から3月までの医師、歯科医師、保険薬剤師ごとに月別の推移を表したものです。

4ページをご覧ください。

このグラフと表は、中国5県の県別の保険医療機関・保険薬局数の年度推移をまとめたものです。グラフは、左から鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県ごとに、それぞれ医科の保険医療機関、歯科の保険医療機関、保険薬局を、平成23年4月から26年4月まで4年間の推移をまとめております。いずれも、ほぼ横ばいという状況です。

一方、5ページのグラフと表は、平成25年度の中国5県の保険医療機関・保険薬局の新規指定状況をまとめたもので、医科、歯科、薬局ごとに月別の推移を表したものです。グラフの下の米印に記載しておりますが、開設者の交代、個人から法人へ・法人から個人への組織変更、移動（移転）は含めておりませんで、新設のみを計上しております。

次に6ページをご覧ください。

これは新規個別指導の平成22年度から25年度までの各県事務所ごとの実施件数をまとめたもので、件数は機関数です。

新規個別指導ですが、個別指導をより簡便な方法で行う指導で、新たに指定を受けた保険医療機関・保険薬局を対象に、指定後6カ月を経過した時期以降に実施しております。ただし、平成25年度から、個人から法人への組織変更、近距離への移動（移転）等により保険医療機関等を廃止し、引き続き新たに指定を受けた保険医療機関について、開設者及び管理者等の実態に変更がない場合については新規個別指導の対象から除外しております。

個別指導に比べ、短時間に少ない診療報酬明細書をもとに、教育的効果を目的として実施するものです。

次に7ページをご覧ください。

これは、個別指導の平成22年度から25年度までの各県事務所ごとの医科、歯科、薬局の実施件数をまとめたものです。

個別指導は、個別に面談方式で、診療報酬明細書に基づき、診療録等の関係書類を閲覧して実施するものです。指導対象の保険医療機関・保険薬局は、保険者、被保険者、審査支払機関等から診療内容や診療報酬請求に関する情報提供が寄せられたもの、前年度以前に個別指導、新規個別指導を行った保険医療機関・保険薬局で再度指導が必要とされたもの、あるいは高点数によるものなどがございます。

指導につきましては、指導対象となる機関を、各県事務所において開催する選定委員会

での選定を経て実施することとしております。

岡山・広島につきましては、新規個別指導滞留分の解消、適時調査未実施分の解消に振り向けたことから、個別指導の実施実績が引き続き低調となりました。

8ページをご覧ください。

これは集团的個別指導の実施件数をまとめたものです。

集团的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して、教育的観点から指導を実施し、レセプト1件あたりの平均点数が高いことを認識していただき、保険診療に対する理解を一層深めていただくことを主眼として行うものです。

指導につきましては、個別指導と同様、指導対象となる機関を、各県事務所において開催する選定委員会での選定を経て実施することとしております。

なお、選定委員会におきましては、恣意的要素を排除し、客観的な選定を行うため、病院を一般病院、精神病院、臨床研修指定病院などに区分し、医科診療所は特定の診療科に偏ることなく診療科別に12に区分し、歯科は1区分、薬局は1区分とし、それぞれの累計区分別に、診療報酬明細書1件あたりの平均点数が高い保険医療機関・保険薬局を選定します。

中国5県のうち未実施のところもございますが、新規個別指導滞留分の解消、適時調査未実施分の解消に振り向けたことから、実施に至っていません。

次に9ページをご覧ください。

監査の実施状況でございます。

監査につきましては、診療内容や診療報酬の請求に、不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき、正当な理由がなく個別指導を拒否したときなどに実施するものです。監査後の措置としては、注意、戒告、保険医療機関・保険薬局の取消があります。

平成25年度の実施状況ですが、鳥取で歯科・薬局各1件、広島で歯科を1件実施しております。

次に10ページをご覧ください。

柔道整復師の個別指導・監査の実施状況でございます。

個別指導は、個別に面接懇談方式で、療養費の支給申請書に基づき、施術録等の関係書類を閲覧して実施するものです。

指導対象の施術書は、保険者、被保険者等からの情報に基づき、指導が必要と認められる柔道整復師を選定します。

指導につきましては、指導対象となる施術所を、各県事務所において開催する指導監査委員会での選定を経て実施することとしております。

監査につきましては、療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであるとの疑義を認めた場合、療養費の診療内容が著しく妥当適切でない場合、正当な理由がなく個別指導を拒否した場合などに実施するもので、監査後の措置としては、療養費の請求内容が不正

又は著しい不当の事実が認められた場合は受領委任の取扱いを中止します。

平成 25 年度の実施状況ですが、個別指導につきましては、岡山 2 件、広島 1 件、山口 2 件実施し、監査につきましては、岡山 1 件、山口 2 件実施しております。

なお、平成 25 年度の監査後の措置につきましては、山口において 2 件、受領委任の取扱いの中止を行いました。なお、岡山の監査後の措置につきましては、平成 26 年 5 月 1 日に受領委任の取扱いの中止を行っています。

次に 11 ページをご覧ください。

適時調査の実施状況でございます。

適時調査と申しますのは、一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常より高い点数が算定可能となる施設基準につきまして、その施設基準を届け出ている保険医療機関等について、当該保険医療機関等に直接出向いて届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査でございます。

具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約 300 種類の施設基準があり、各県事務所においては病院を中心に実施しています。

次に 12 ページをご覧ください。

返還金額の推移です。

新規個別指導・個別指導・適時調査において、診療報酬の請求の誤りがあった場合、また監査において不正請求・不当請求を指摘したものについて返還金書類を精査し、診療報酬の返還金額が確定した時点で計上したものでございます。返還金額の確認事務にも時間を要しますので、指導・監査等を実施した年度と、返還金額が確定した年度とが必ずしも一致するものではございません。

13 ページ、14 ページに、平成 24 年度の概算医療費を参考として載せています。13 ページには医療費総額を、14 ページには 1 人あたりの医療費を載せています。また 15 ページから 17 ページにかけて、管内における人口 10 万人に対する医師数・歯科医師数・薬剤師数を参考として載せております。説明につきましては省略させていただきます。

以上で、報告資料「保険医療機関等に係る管内の状況について」の説明を終わります。

○田邊会長

以上が報告事項ですが、ご質問等はございますか。

(質疑なし)

○田邊会長

特にご意見、ご質問等がなければ、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

次回の日程等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○渡部（総務管理官）

総務管理官の渡部でございます。

今回の日程等の説明に入らせていただく前に、私のほうから一つだけ連絡事項がございますので、ご説明させていただきたいと思っております。

皆さま方は既にご存じのこととは思いますが、現在、政府においては女性の活躍・推進を成長戦略の中核と位置付け、社会のあらゆる分野におきまして、縷縷、施策が進められているところでございます。当協議会においても関連する事項ということで、今、資料を配らせていただきました。

資料にありますとおり、平成 22 年に男女共同参画基本計画の変更といたしまして、国の審議会等の委員について、これから 6 年後になりますが、平成 32 年（2020 年）までに女性の委員の割合が 40%以上、臨時委員についても女性の割合が 30%以上になることを目指すということが既に閣議決定されております。

当中国地方社会保険医療協議会の現在の委員の登用状況についてご説明しますと、委員につきましても 20 名中女性が 3 名で 15%、臨時委員につきましても 20 名中女性が 4 名ということで 20%という状況です。政府目標を達成するためには、委員のほうですと女性委員が 8 名、臨時委員においては 20 名中 6 名を目指すということになります。

このような背景の状況等も含めまして、私どもとしては、6 年後の平成 32 年（2020 年）までに政府目標を達成することを、今後の努力目標ということで掲げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本日お集まりの関係者の皆さま方におかれましても、何とぞご理解を賜りまして、今後ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。私からの説明は以上です。

○浅見（企画調整課長）

今回の日程等につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の総会については、時期が近づきましたら、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、答申又は建議をいただいた案件の今後の予定ですが、議題 1 につきましては、明日、6 月 17 日に当事者に通知した後、翌日、報道発表を行う予定としております。

また、議題 2 につきましては、現在のところ、当事者の所在が不明であることから、公示送達による通知の手続きによらざるを得ないことが見込まれております。この場合、7 月下旬頃には報道発表を行うことができるものと考えております。

本日の議事内容について外部から問い合わせがあった場合には、「中国四国厚生局にお問い合わせいただきたい」とお答えいたしますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、恐れ入りますが、議題 1 「元保険医療機関及び元保険医への対応について」と、議題 2 の「保険医の登録の取消及び元保険医療

機関への対応について」に係る資料一式につきましては、その場にお残しくださいますようお願いいたします。

また、後日委員の皆さまに議事録及び議事要旨の原案をお送りしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田邊会長

それでは、本日の総会はこれで閉会いたします。長時間にわたり、ご協力をありがとうございました。

(終了)